

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて報告する。
 なお、本年度の事業が継続中のものについては、次年度に報告する。

1 美化活動の推進について

(1) かながわクリーン運動

本県では、環境美化について、より多くの方々が関心を持ち、実践いただけるよう、「さわやかな かながわ」をテーマに、県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、道路、公園、海岸、河川等での清掃活動や美化PR活動について、県民、企業等及び市町村と一体となって取組みを進めている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年行っている強調期間や強調日の設定及び市町村、企業、団体等の活動予定の県HP上への掲載は行わなかった。

(2) かながわクリーン運動関連のクリーンキャンペーン

かながわクリーン運動関連の美化活動のうち、例年、川・海・山で行われている大規模なクリーンキャンペーンについて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業中止又は規模縮小の上での実施となり、実績は次のとおりであった。

| | 項目 | 実績 |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 川 | 桂川・相模川クリーンキャンペーン (桂川・相模川流域協議会) | 時期：通年 参加人数：160人 回収量：約3.12トン |
| 海 | ビーチクリーンアップかながわ (かながわ海岸美化財団) | 事業実施せず |
| 海 | 国際海岸クリーンアップ (かながわ海岸美化財団) | 事業実施せず |
| 山 | 丹沢大山クリーンキャンペーン (丹沢大山クリーンピア21) | 時期：10～11月 参加人数：1,015人 回収量：約0.16トン |

(3) コンクールの実施

毎年実施している次のコンクールについて、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかった。

- ◇ かながわゴミゼロクリーンポスターコンクール
- ◇ かながわゴミゼロクリーン標語コンクール

(4) 知事表彰の実施（参考資料1）

次の表彰を令和3年度に実施した。

- ◇ 神奈川県美化運動推進功労者表彰：36件（個人16名、団体20者）
- ◇ 神奈川県環境整備功労者表彰：41件（個人41名）

2 不法投棄対策について

本県の不法投棄箇所・投棄量及び残存量については、参考資料2のとおりである。

この現状の中で、本県が取り組んでいる監視活動や撤去事業等の取組みについて、次のとおり報告する。

(1) 監視活動の実施状況

ア 監視パトロールの実績（令和2年度）

| 項目 | 場所 | 実績 |
|---------------------------|--|--------------------|
| 市町村との合同パトロール | 全域（政令市内を除く） | 29回 (※) |
| 非常勤監視職パトロール | 全域（政令市内を除く） | 283回 |
| スカイパトロール （詳細は(1)イにて別記） | 相模川、中津川、金目川、水無川、酒匂川 | 76回 |
| 委託業者によるパトロール | 全域（政令市内を除く、夜間に実施） 林道 河川（相模川、中津川） | 不実施 142回 37回 |
| 河川のパトロール | 河川 | 2,040回 |
| 合計 | | 2,607回 |

※ 四半期ごとに一度、各市町村と連携して実施しているが、令和2年度は第3四半期（令和2年11月）のみの実施となった。

イ スカイパトロールについて

令和2年12月までは小型ドローンを用いて、中津川、相模川流域で週1回程度の頻度でスカイパトロールを実施し、令和2年12月からは、新たに大型ドローンも活用し、金目川、水無川及び酒匂川の流域を対象に加え、週1回程度の頻度で実施している。

発見したごみの場所等については、クリーン活動につながるよう、河川管理者や地元自治体等に情報提供している。

また、令和3年7月からは新たにスピーカー付きのドローンを導入し、河川及び海岸利用者に対して、ごみの持ち帰りの呼びかけを行った。

この活動は、主に行楽やBBQなどで利用者が多くなる夏から秋にかけて、土日祝日も含めて実施した。

<資源循環推進課所有のドローン>



左：小型ドローン 右：大型ドローン

スピーカー付きドローン

ウ その他の監視活動の実績（令和2年度）

| 項目 | 実績 |
|---|------|
| 不法投棄監視カメラによる監視 | 12箇所 |
| 「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」に基づく民間団体との連携、協力による監視 (詳細は(1)エにて別記) | 随時 |

エ 神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定について

本県は、民間9団体と「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」を締結しており、各団体の会員が業務中に廃棄物の不法投棄や不適正保管を発見した場合に、本県や政令市へ情報提供することとしている。

令和3年度は啓発活動として、約7,500枚の不法投棄防止啓発ステッカーを協定締結9団体へ配付し、11月の「不法投棄撲滅強化月間」に合わせて車両やオフィス等に掲示するよう依頼した。

<協定締結9団体>

- ・ 一般社団法人神奈川県建設業協会
- ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会
- ・ 神奈川県森林組合連合会
- ・ 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社
- ・ 日本郵便株式会社 南関東支社
- ・ 一般社団法人神奈川県建物解体業協会
- ・ 一般社団法人全国木造建設事業協会
- ・ 一般社団法人日本木造住宅産業協会 神奈川支部

<ステッカーのデザイン>



サイズは縦95mm×横177mm

(2) 不法投棄物・散乱ごみの撤去

本県が令和2年度に実施した主な不法投棄物の撤去実績及び、かながわ海岸美化財団が実施した清掃活動によるごみの回収量は次のとおりであった。

| 項目 | 実績 |
|--|---|
| 県各管理者が管理地内（林道、海岸、河川、道路）の不法投棄物を撤去 | ① 放置車両等の回収量 河川：自動車4台、バイク2台 自転車53台 ② 散乱ごみ等の撤去量 林道：約7t、河川：5,046m ³ 、 海岸：29箇所を実施 |
| 民有地等における不法投棄物の撤去 | 箇所数：1箇所、撤去量：0.46t |
| 相模湖、津久井湖、丹沢湖、奥相模湖等ダムにおける流芥浮遊ごみ等の除去 | 回収量：2,095m ³ |
| かながわ海岸美化財団による海岸・河口（境川、引地川、金目川、酒匂川の各河口部）及び砂防林等の清掃 | 海岸清掃ごみ等回収量：約1,471t |

(3) 主な広域的取組

本県が令和2年度に他の自治体と連携して取り組んだ事業は次のとおりであった。

| 項目 | 実績 |
|--------------------------------|---|
| 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）（※） | 産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査（東名高速：横浜町田IC） 雨天中止 【参考 平成30年度（元年度も雨天中止）】 実施日：10月12日 調査車両：44台、うち指導車両：3台 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議</p> | <p>情報共有のため書面会議を開催</p> <p>例年実施している次の事業は中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県合同不法投棄防止一斉パトロール ・ 3 県合同不法投棄防止キャンペーン |
|---------------------------------------|--|

※ 関東甲信越・福島静岡地区の都県・政令市が、相互の情報交換、連携、協力体制を確保するために設置された協議会

3 かながわプラごみゼロ宣言に係る取組

(1) LINE公式アカウントの開発及び情報発信

プラごみゼロの取組みへの参加者を拡大するため、LINE公式アカウントの開発をしており、令和4年3月下旬から公開、運用していく予定である。

このアカウントの運用により、若年層等に対するアプローチを拡大し、クリーン運動やプラごみゼロに関するイベントの情報を収集・発信することを通じて、参加者を増やしていくことを目指している。

(2) ペットボトル回収の実証実験（参考資料3）

ペットボトルがペットボトルに繰り返し再生される社会を目指して、令和2年3月に「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を立ち上げた。

このコンソーシアムのモデル事業として、厚木市及び寒川町とも連携し、小田急電鉄株式会社及び河西工業株式会社と協働で、県内2か所でペットボトル回収に関する実証実験を行った。（結果は今年度内に取りまとめ予定）

コンソーシアムや実証実験の内容については参考資料3のとおりである。

(3) 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の改正（参考資料4）

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）は、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的として平成18年に制定された。

近年、世界的にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっていること等を踏まえ、条例の改正を行うこととし、事業所の周辺や事業活動を行う地域における清掃活動の推進及び協力の努力義務、県民の、地域の清掃活動への協力の努力義務の追加等を行う予定である。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方の 検討状況について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

令和元年度の協議会において、本協議会の今後の在り方について検討を進め、必要に応じて改組を行っていくことを報告したが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に検討を進めることができなかった。

このため、令和3年度以降も、同一の委員から引き続き意見聴取を行うこととし、原則として現在の委員の皆様を再任した上で、検討を進めることとした。

令和3年度の検討状況について、次のとおり報告をする。

1 令和元年度に発議した本協議会の今後の在り方について（参考資料5）

令和元年度に発議した本協議会の今後の在り方の検討の要点は次のとおりである。

- ・ 現在、当課では、個別のテーマごとに様々な会議体を設置しているが、個々の会議体の関係性は必ずしも明確になっていない状況である。
- ・ そのため、関係性を整理しつつ、現在の「3R推進会議」を「神奈川県循環型社会づくり計画」の推進母体とする会議体に改組し、本協議会は、その計画における個別重点テーマ（不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進等）を所掌する会議体として位置付けていきたい。
- ・ 改組に当たっては、本協議会の構成委員である公募委員及び神奈川県議会議員の方を「3R推進会議」を改組した会議体の構成員とする方向で検討していきたい。

2 令和3年度の検討状況について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の全面改定について

神奈川県循環型社会づくり計画については、令和3年度に全面改定を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は一部の改定にとどめ、令和5年度に全面改定を行う予定とした。

これにより、「3R推進会議」の改組も令和5年度の全面改訂に合わせて検討を進めていくべきと考えている。

(2) 神奈川県美しい環境づくり推進協議会の改組の方向性について

上記(1)を受けて、他の会議体との関係性を整理しながら本協議会を改組することについては、令和5年度末を目途として検討していくこととしたい。

一方で、令和2年3月に策定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」において、本協議会を「クリーン活動の拡大等」に関して「企業・団体や市町村と推進方策を検討する。」協議会と位置付けている。

そこで、現在の委員の任期（令和5年5月末）が満了した後に、「クリーン活動の拡大等」を推進していくために一部構成の入替えを行うこととしたい。

3 構成の入替えについて

(1) 新たに委員を委嘱する団体の考え方

「クリーン活動の拡大等」に係る、より具体の推進方策を検討していくため、新たに次の団体に委員の推薦を依頼していきたいと考えている。

- ・ 現行の海岸関係の団体に加えて、川、山、街中でのクリーン活動の実施団体
- ・ クリーン活動を行っている、かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等

(2) 委員定数との調整

本協議会は定数を15名としており、上記(1)の新たな委員の委嘱をするためには、現在の委員の中から、令和5年6月以降に委員の推薦を依頼しない団体が生じる。

そのため、クリーン活動の拡大等の目的に照らし合わせて整理を行い、参考資料6のと通りの構成で検討していきたい。

なお、令和5年6月以降に委員の推薦を依頼しない可能性のある団体については、書面会議に先立ち、あらかじめ当課から連絡をしている。

4 令和4年度の進め方について

(1) 新たに委員の推薦を依頼する団体への打診

上記3(1)に記載した団体に対して、当課から個別に打診をしていく予定である。

(2) 協議会の開催

令和4年度は委員の構成の入替えの検討状況にもよるが、例年の年明け以降の開催にこだわらず、開催時期も含めて見直していきたい。

また、参考資料7のとおり本協議会の要綱に第6条第4項を追加する改正をし、新たに令和5年6月に委員の推薦を依頼する団体の方に令和4年度の協議会へ参加してもらうこととしたい。

掲載日：2021年11月18日

令和3年度神奈川県環境保全功労者、神奈川県自然保護功労者、神奈川県美化運動推進功労者及び神奈川県環境整備功労者表彰の受賞者を決定

2021年11月18日

記者発表資料

(相模原市同時発表)

県では、公害防止に関する普及啓発活動や環境保全活動等を促進するため、「神奈川県環境保全功労者」を、自然保護の推進やその意識の高揚に資するため、「神奈川県自然保護功労者」を、地域における美化活動、廃棄物の適正な処理や循環型社会の形成を促進するため、「神奈川県美化運動推進功労者」及び「神奈川県環境整備功労者」を表彰しています。このたび、本年度の受賞者が決定しましたので、お知らせします。

1 表彰の内容

環境保全（大気・水・土壌関係）功労者（平成21年度から実施）

- 多年にわたり公害防止に関する活動、普及啓発活動等を行い、大気・水・土壌環境の保全に顕著な功績をあげたもの

自然保護功労者（昭和54年度から実施）

- みどりの保全と創造、自然公園の保全、野生鳥獣の保護など良好な環境の確保あるいはその思想の普及啓発に努め、優れた功績をあげたもの

美化運動推進功労者（昭和38年度から実施）

- 多年にわたり美化運動の指導啓発や広報活動、清掃活動、花いっぱい活動等を行い、その業績又は功労は顕著で他の模範になるもの

環境整備功労者（昭和54年度から実施）

- 多年にわたり廃棄物の処理、清掃、その他環境の整備に努め、その業績又は功労が顕著で他の模範になるもの
- 廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）など循環型社会形成の推進に努めたもの

2 表彰件数

- 環境保全功労者 2件（個人1名、団体1者）
- 自然保護功労者 6件（個人6名）
- 美化運動推進功労者 36件（個人16名、団体20者）
- 環境整備功労者 41件（個人41名）

3 表彰式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、表彰式は実施しません。

[別紙受賞者一覧（PDF：418KB）](#)（別ウィンドウで開きます）

問合せ先

(環境保全功労者表彰について)
 神奈川県環境農政局環境部大気水質課
 課長 関 電話045-210-4120
 副課長 室岡 電話045-210-4185

(自然保護功労者表彰について)
 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課
 課長 広野 電話045-210-4301
 調整グループ 加藤 電話045-210-4306

(美化運動推進功労者及び環境整備功労者表彰について)

記者発表資料

県政記者クラブ

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

川崎地域

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

横須賀三浦地域

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

県央地域

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

湘南地域

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

県西地域（2012年上地域・西湘地域）

[2021年度時系列一](#)

[2020年度時系列一](#)

[2019年度時系列一](#)

県の重点施策

ME-BYO 未病

ヘルスケア・ニューズ
HEALTHCARE NEWS

ROBOT TO
さがみロボ
TEZUKA PRODUCTION

神奈川県地域活性化

かながわスマートエ
KANAGAWA SMA

MAGCUL
MAGNET CULTURE PROJEC

とどろく

SDGs 未来都市
SDGs Future C

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
課長 田中 電話045-210-4170
調整グループ 高木 電話045-210-4147

いいね! 0 ツイート

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部資源循環推進課

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線：4147

環境農政局 環境部大気水質課

[環境農政局環境部大気水質課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線：4107

環境農政局 緑政部自然環境保全課

[環境農政局緑政部自然環境保全課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線：4306

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先から無料ダウンロード](#)してください。



[ページの先頭へ戻る](#)



暮らし・安全・環境

[身近な生活](#)

[生活と自然環境の保全と改善](#)

[環境技術・廃棄物処理](#)

[防災と安全](#)

[人権と協働](#)



健康・福祉・子育て

[心身の健康](#)

[医療](#)

[出産・子育て](#)

[福祉](#)

[介護・高齢者](#)



教育・文化・スポーツ

[教育](#)

[入試・進学](#)

[教育の安全・安心](#)

[社会教育・サイエンス・レクリエーション](#)

[教養・文化施設](#)

[文化・芸術](#)



観光・名産

[観光・レジャー](#)

[名産・特産](#)



産業・働く

[業種別情報](#)

[事業者支援・活性化](#)

[労働・雇用](#)

[入札・公共工事](#)



電子県庁・

[オンライン行](#)

[県政情報](#)

[情報公開・個](#)

[県域・県勢情報](#)

[県土・まちづ](#)

[地方分権・自](#)

[財政・経理](#)

[県有資産等の](#)

[職員採用・給](#)

[県組織の運営](#)

[地域振興](#)

[Translate](#)

[ご利用案内](#)

[サイトマップ](#)

[サイ](#)



神奈川県

〒231-8588 神奈川県横浜市中央区日本大通1



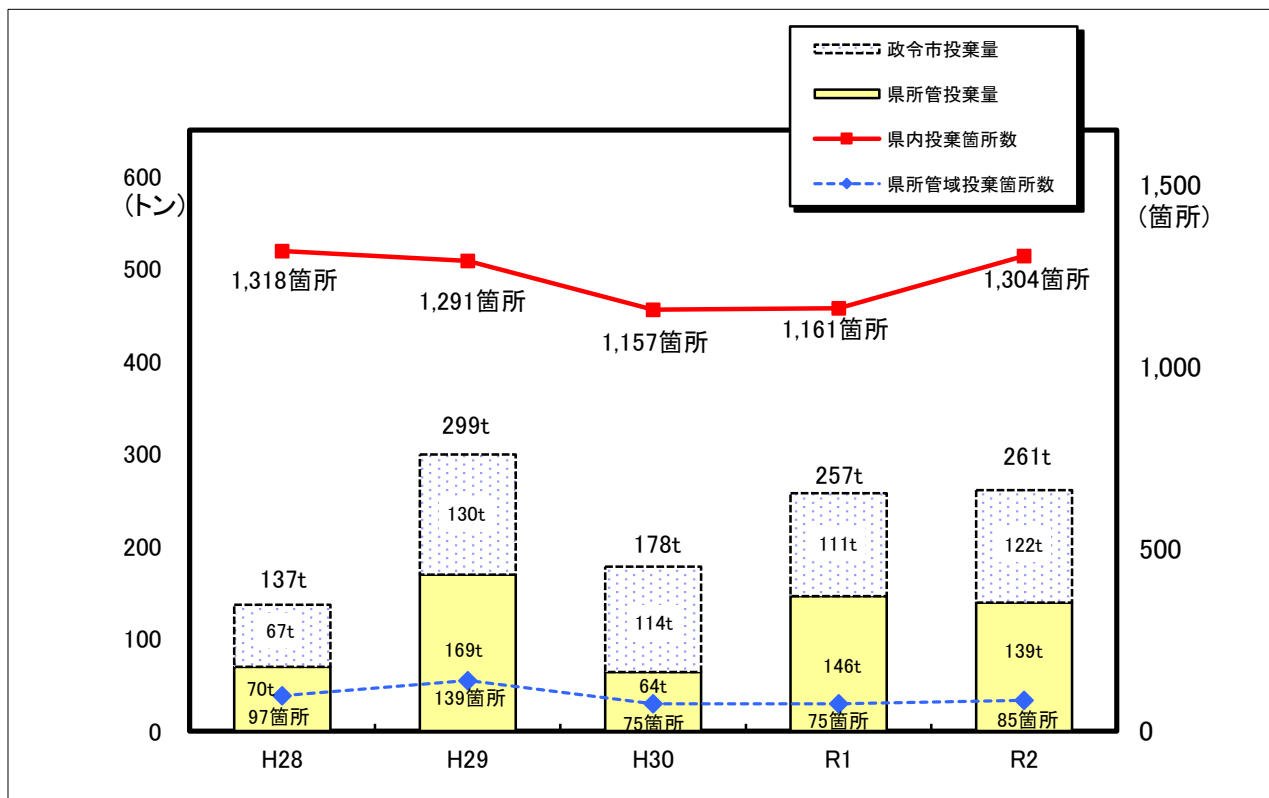
[県庁へ](#)

神奈川県内における不法投棄箇所・投棄量（県全域）

参考資料 2

→年度末の特定の1か月内に投棄を把握したものについての実績

政令市以外のは、不法投棄市町村合同パトロールにて把握した実績



(t)

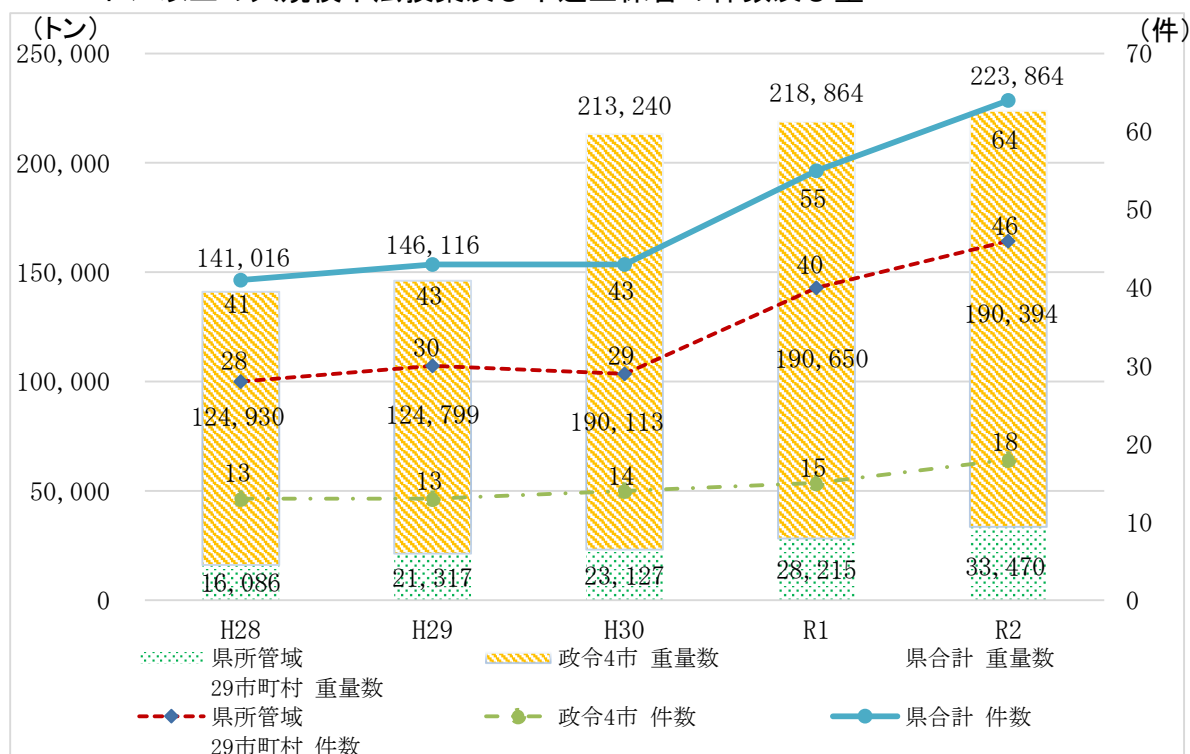
| | 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|-------|--------|-------|--------|-------|
| 横三 | 箇所数 | 10 | 12 | 7 | 13 | 12 |
| | 重量数 | 40.73 | 128.32 | 14.52 | 101.77 | 83.47 |
| 県央 | 箇所数 | 43 | 37 | 30 | 28 | 30 |
| | 重量数 | 13.72 | 13.42 | 13.83 | 17.41 | 13.02 |
| 湘南 | 箇所数 | 9 | 58 | 22 | 18 | 22 |
| | 重量数 | 9.54 | 19.08 | 25.53 | 17.24 | 26.61 |
| 県西 | 箇所数 | 35 | 32 | 16 | 16 | 21 |
| | 重量数 | 5.7 | 8.48 | 10.01 | 9.7 | 15.83 |
| 県所管合計 | 箇所数 | 97 | 139 | 75 | 75 | 85 |
| | 重量数 | 70 | 169 | 64 | 146 | 139 |
| 政令4市合計 | 箇所数 | 1,221 | 1,152 | 1,082 | 1,086 | 1,219 |
| | 重量数 | 67 | 130 | 114 | 111 | 122 |
| 県合計 | 箇所数 | 1,318 | 1,291 | 1,157 | 1,161 | 1,304 |
| | 重量数 | 137 | 299 | 178 | 257 | 261 |

| | | | | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 不法投棄事案 検挙数 (※) | 147件 168人 | 217件 263人 | 128件 136人 | 103件 124人 | 137件 151人 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|

※県警察

神奈川県内における不法投棄等残存量（県全域）

→10トン以上の大規模不法投棄及び不適正保管の件数及び量



(t)

| 年度 | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 県所管域 29市町村 | 件数 | 28 | 30 | 29 | 40 | 46 |
| | 重量数 | 16,086 | 21,317 | 23,127 | 28,215 | 33,470 |
| 政令4市 | 件数 | 13 | 13 | 14 | 15 | 18 |
| | 重量数 | 124,930 | 124,799 | 190,113 | 190,650 | 190,394 |
| 県合計 | 件数 | 41 | 43 | 43 | 55 | 64 |
| | 重量数 | 141,016 | 146,116 | 213,240 | 218,864 | 223,864 |

ホーム > [神奈川県記者発表資料](#) > 小田急電鉄株式会社及び河西工業株式会社と協働して、ペットボトル回収の実証実験を行います。

掲載日：2022年1月7日

小田急電鉄株式会社及び河西工業株式会社と協働して、ペットボトル回収の実証実験を行います。

～「かながわプラごみゼロ宣言」の推進に向けた取り組み～

2022年01月07日
記者発表資料

県は、ペットボトルがペットボトルに繰り返し再生される社会を目指し、令和2年3月に「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を立ち上げました。このたび、同コンソーシアムのモデル事業として、厚木市及び寒川町とも連携し、小田急電鉄株式会社及び河西工業株式会社と協働で、県内2か所でペットボトル回収に関する実証実験を行うこととしましたので、お知らせします。

1 「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」について

ペットボトル本体とラベル・キャップの3分別が不徹底なこと等から、ペットボトル素材への再生利用の令和2年度実績は全国で15.7パーセントにとどまっています。そこで県は、一般社団法人全国清涼飲料連合会をはじめ、清涼飲料業界や廃棄物処理業界の皆様等と立ち上げた「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」で、ペットボトルをペットボトルに再生利用するモデル事業に取り組み、これを神奈川県から発信することとしました。

2 ペットボトル回収に関する実証実験について

実証実験の実施場所に、使用済みペットボトルの3分別に対応した回収ボックスを設置し、3分別を働きかけることで、ペットボトルが資源であり、適切に分別して廃棄することが、より高度なリサイクルにつながることを周知します。また、回収したペットボトルの分別状況や、異物の混入率を調査することにより、再生可能なボトルをさらに多く回収するための課題を把握し、今後の対応を検討します。

- (1) 鉄道利用者を対象とした実証実験
【実施場所】小田急電鉄株式会社 本厚木駅 東口改札内
【実施期間】令和4年1月12日（水曜日）から2月28日（月曜日）まで（予定）
- (2) 事業所の従業員等を対象とした実証実験
【実施場所】河西工業株式会社本社地区（寒川町宮山3316）
【実施期間】令和4年1月24日（月曜日）から2月18日（金曜日）まで（予定）

『参考』ペットボトルの3分別に対応した回収ボックスのイメージ

小田急電鉄株式会社 本厚木駅 東口改札内



現況

→



設置後のイメージ

河西工業株式会社本社地区

記者発表資料

県政記者クラブ

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

川崎地域

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

横須賀三浦地域

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

県央地域

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

湘南地域

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

県西地域（2012年上地域・西湘地域）

2021年度時系列一

2020年度時系列一

2019年度時系列一

県の重点施策

ME-BYO 未病

ヘルスケア・ニューズ
HEALTHCARE NEWS

ROBOT TO
さがみロボ
©TEZUKA PRODUCTIONS

県西地域活性化

かながわスマートエ
KANAGAWA SMA

MAGCUL
MAGNET CULTURE PROJEC

とくに

SDGs 未来都市
SDGs Future C



現況

→



設置後のイメージ

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。また、本県と小田急電鉄株式会社は、令和元年7月に「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結し、今回の事業を含め持続可能な地域づくりに向けた連携事業に取り組んでいます。



問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課

課長 田中

電話 045-210-4170

課長代理 寺下

電話 045-210-4172

いいね! 0

ツイート

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部資源循環推進課

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

電話：045-210-4147

内線：4147

ファクシミリ：045-210-8847

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。



[ページの先頭へ戻る](#)



[くらし・安全・環境](#)

[身近な生活](#)



[健康・福祉・子育て](#)

[心身の健康](#)



[教育・文化・スポーツ](#)

[教育](#)



[観光・名産](#)

[観光・レジャー](#)



[産業・働く](#)

[業種別情報](#)



[電子県庁・](#)

[オンライン行](#)

「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の改正に係る 基本的な考え方及び改正素案について

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）は、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的として制定された。

このたび、近年、世界的にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっていること等を踏まえ、条例の改正を行うこととし、基本的な考え方を整理するとともに、条例の改正素案を次のとおりとりまとめた。

1 改正の背景及び基本的な考え方

県は、プラスチックごみによる世界的な海洋汚染問題を受け、平成 30 年 9 月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、令和 12 年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに捨てられるプラスチックごみをゼロにすることを目指すこととした。

また、令和 2 年 3 月には、具体の行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、①ワンウェイプラ（使い捨てプラスチック）の削減、②プラごみの再生利用の推進、③クリーン活動の拡大等を進めていくこととした。

プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決に向けて、県は、必要な施策を総合的かつ継続的に推進するとともに、事業者、県民等も、これまでの 3 R 促進の取組に加え、それぞれの立場において主体的にこの問題に取り組む必要がある。

そのため、今回の条例の改正においては、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進していくための根拠規定と、事業者、県民の責務規定の追加等を行う。

2 関連する法令との関係

国は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）を令和 3 年 6 月に公布した。

法では、消費者及び事業者の責務として、主に次の内容を規定しており、法と条例との規定の重複を避ける観点から、これらについては条例では改めて規定しないこととするが、3 (2) アに記載した県が条例に基づき策定する行動計画の中に、法第 3 条に基づき国が定める基本方針（以下「国の基本方針」という。）を踏まえた県としての施策の基本方針や具体の推進方策等を位置付けることで、法の規定との整合を図りつつ一体的な取組を推進していく。

(1) 消費者の責務（法）

- ・プラスチック使用製品をなるべく長期間使用することや、過剰な使用を抑制すること等（以下「使用の合理化」という。）により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等を再資源化した物等を使用するよう努める。
- ・市町村の分別基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努める。

(2) 事業者の責務（法）

- ・プラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等を再資源化した物等を使用するよう努める。

なお、商品やサービスの提供に伴い、プラスチック製のフォークやスプーン等を無償で提供する事業者に対しては、国が取り組むべき事項に係る判断基準を示すこととしている。

- ・製造事業者等は、使用済プラスチック使用製品を分別して排出するとともに、その再資源化等に努める。

(参考：国の基本方針で定める事項)

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
- ・プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項
- ・プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ・分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項
- ・プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項
- ・排出事業者によるプラスチック使用製品廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項
- ・環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項
- ・これらの事項のほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

3 条例の改正素案

(1) 名称等の見直し

今回の改正においては、従来から条例に盛り込まれていた要素のうち、資源の循環的な利用等の促進に係る内容の拡充を図ることから、その趣旨を明示するため、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の促進及び廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の促進」を追加する。

(2) 県の責務の追加

プラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチックごみの排出を抑制するとともに、再資源化を進め、併せて、道路、公園、海岸及び河川等での清掃活動の拡大等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり、県の責務を条例に追加する。

ア 行動計画の策定

県は、上記の目的のための行動計画を策定することとする。

行動計画には、施策の基本方針や、具体の推進方策その他必要な事項を定めるものとする。

なお、行動計画の内容は、国の基本方針のほか、「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」の内容との整合を図るものとする。

また、行動計画に基づく施策の進捗状況を毎年度、公表し、それを踏まえ、概ね5年ごとに行動計画の見直しを行うこととする。

イ 事業者、県民等の取組を促進するための施策の実施

県は、上記の目的のため、必要な情報の収集・提供、普及啓発及び表彰を行うほ

か、事業者、県民等の相互の情報交換に資する環境整備等を行うこととする。

ウ その他

県は、市町村、事業者、県民及び関係団体等と連携して、道路、公園、海岸及び河川等での清掃活動を進めるとともに、環境教育の推進を図ることとする。

(3) 事業者、県民の責務の追加等

ア 地域における清掃活動等への協力

事業者は、事業所の周辺や、事業活動を行う地域において、清掃活動の推進及び協力を努めることとする。

また、県民は、地域の清掃活動への協力及びごみを捨てる際の飛散及び流出の防止に努めることとする。

イ ポイ捨て禁止対象物の例示記載の見直し

河川、海岸、道路等へのポイ捨て禁止対象物について、現在、「空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等」と例示しているが、「ペットボトル」及び「プラスチック製の買物袋」を追加し、プラスチック製品も対象に含まれることを明確化する。

(4) その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成 30 年 4 月から、親会社・子会社の関係にある複数の事業者が、産業廃棄物の処理を一体として実施するものとして都道府県知事の認定を受けた場合には、互いの産業廃棄物について、産業廃棄物処理業の許可を受けずに処理できることとなった。

当該認定に係る産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において知事への届出を不要としているため、条例においても、同様に届出を不要とする。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方について

1 設置年月日

昭和 56 年 6 月 1 日

2 設立の経緯

神奈川県における美化運動は、昭和 39 年に東京オリンピックが開催されることを契機に、昭和 37 年に、県に美化運動推進本部を、市町村に美化運動実施本部を設置し、県民自らによる積極的な実践活動を通して、美しい県土を作っていくという、県民運動としてスタートした。

その後、昭和 56 年に「神奈川県美化運動推進協議会」を設置し、平成 9 年に「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」として改組した。

3 本協議会の活動について

本協議会は、年 1 回の会議のなかで、関係団体の美化活動について、報告や委員からのご意見をいただきながら、施策への反映を図ってきた。

（政策に反映した意見の例）

- ・海岸等におけるゴミの持ち帰り呼びかけの強化
- ・美化活動の PR のため、県・市町・団体の各ホームページの充実
- ・清掃ボランティア参加者数の増加に向けた取組の PR 等

4 美化活動の現状と課題について

- 本協議会の設立以降、行政・民間・地域団体などが主体となって県内各地で「かながわクリーン運動」が展開されるなど、美化活動の取組は定着してきた。
- 一方で、近年、海洋プラスチック汚染が社会問題となっており、地域の環境美化の視点のみならず、より広域的な視点のもとで不法投棄の防止やゴミの回収を一層進めることが求められている。

5 今後の予定

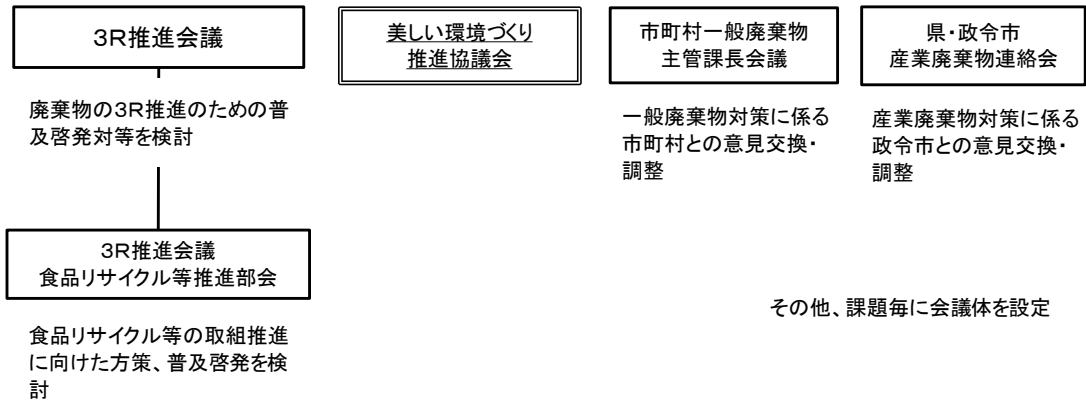
河川清掃に率先して取組む団体など、より多様な主体と連携しながら、「かながわクリーン運動」を一層発展させていくため、令和 2 年度末を目途に本協議会の今後の在り方について検討を進める。

その際、「神奈川県循環型社会づくり計画」を推進するための他の会議体（かながわ 3 R 推進会議 等）との関係性についても改めて整理する。

【参考】「美しい環境づくり推進協議会」と他の会議体との関係性について

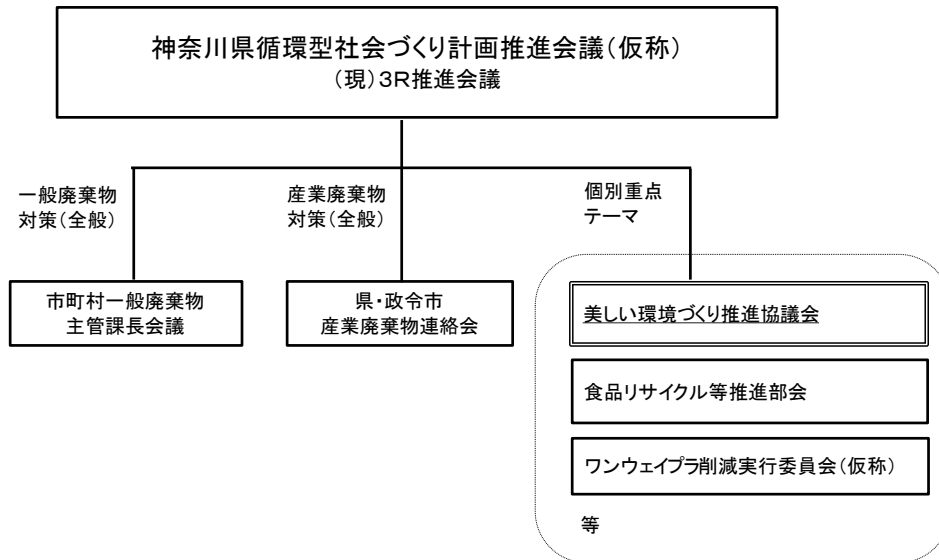
1 現況

テーマ毎に様々な会議体を設置しているが、個々の会議体の関係性が必ずしも明確になっていない。



2 将来（令和3年度以降）の関係整理のイメージ

現在の「3R推進会議」を改組し、「神奈川県循環型社会づくり計画」の推進母体としての役割を明確化したうえで、「美しい環境づくり推進協議会」は、個別重点テーマ（不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進等）を所掌する会議として位置づける。



※神奈川県循環型社会づくり計画は、①資源循環の推進、②適正処理の推進、③災害廃棄物対策を3本柱としており、上記の不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進は②適正処理の推進に含まれる。

※個別重点テーマを所管する会議の議選委員及び公募委員は、循環型社会づくり計画推進会議（仮称）に移行する。

※神奈川県都市清掃協議会、神奈川県町村清掃協議会は、3R推進協議会の構成員にもなっている。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会 構成員入れ替えイメージ

＜現在＞

| No | 要綱上の区分 | 団体等名 |
|----|-------------|------------------|
| 1 | 市町村 関係職員 | 神奈川県都市清掃行政協議会 |
| 2 | | 神奈川県町村清掃行政協議会 |
| 3 | | 公益財団法人かながわ海岸美化財団 |
| 4 | | 湘南海岸をきれいにする会 |
| 5 | | 一般社団法人神奈川県バス協会 |
| 6 | | 小田急電鉄株式会社 |
| 7 | 関係団体 役員 | 一般社団法人神奈川県経営者協会 |
| 8 | | スチール缶リサイクル協会 |
| 9 | | 株式会社神奈川県新聞社 |
| 10 | | 公募委員 |
| 11 | | |
| 12 | その他 | 神奈川県議会議員 |
| 13 | | 神奈川県議会議員 |
| 14 | 会長 | 神奈川県環境農政局環境部長 |



＜新(令和5年6月)＞

| No | 要綱上の区分 | 団体等名 | 備考 |
|----|-------------|---|-------------------|
| 1 | 市町村 関係職員 | 神奈川県都市清掃行政協議会 | |
| 2 | | 神奈川県町村清掃行政協議会 | |
| 3 | | 公益財団法人かながわ海岸美化財団 | 海岸のクリーン活動実施団体 |
| 4 | | 湘南海岸をきれいにする会 | 海岸のクリーン活動実施団体 |
| 5 | | 一般社団法人神奈川県バス協会 | かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等 |
| 6 | | 小田急電鉄株式会社 | かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等 |
| 7 | 関係団体 役員 | 新たに委嘱する団体 (候補) | |
| 8 | | ・河川のクリーン活動実施団体 ・山のクリーン活動実施団体 ・街中のクリーン活動実施団体 ・かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等 | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | 公募委員 | |
| 12 | | | 令和5年度に新たに公募する。 |
| 13 | その他 | 神奈川県議会議員 | |
| 14 | | 神奈川県議会議員 | |
| 15 | 会長 | 神奈川県環境農政局環境部長 | 充て職 |

神奈川県美しい環境づくり推進協議会要綱 改正案

(設置)

第1条 神奈川県内における美化活動を効果的に推進するとともに、廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の一掃をめざすため、神奈川県美しい環境づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 美化運動及び不法投棄対策を推進するための諸方策に関すること
- (2) その他美化運動及び不法投棄対策の推進に関する必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 市町村関係職員
- (2) 関係団体役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募で選ばれた者
- (5) その他適当と認められる者

(役員)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には環境部長をもってあて、副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(構成会議)

第7条 協議会は、専門的な事項を調査研究するため必要があると認める場合には、構成会議を置くことができる。

2 構成会議についての詳細は、別途定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、環境農政局環境部資源循環推進課に事務局を置く。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。